

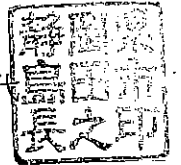


島田市告示第 215 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による大柳南広土地改良事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を下記のとおり変更することについて、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 11 月 9 日

島田市長 染 谷 絹 代



記

- 1 大字大柳字大溝西に編入する区域
大字大柳字南広 802 の 3、809 の 2



島田市告示第216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による島田市営土地改良事業（西原地区）についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を下記のとおり変更することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成29年11月9日

島田市長 染谷 絹代



記

1 大字志戸呂字西原に編入する区域

金谷新町 3472 の 9、3472 の 11、3473 の 1、3473 の 2、3473 の 5、3474 の 1 から 3474 の 3 まで、3475 の 1 から 3475 の 6 まで、3477 の 1、3478 の 1、3478 の 4 から 3478 の 8 まで、3478 の 11、大字志戸呂字青木原 1625 の 1 から 1625 の 4 まで、1625 の 8、1625 の 10 から 1625 の 12 まで、1625 の 16、1626 の 1、1626 の 2、1626 の 4 から 1626 の 6 まで、1627 の 1、1627 の 2、1627 の 4 から 1627 の 7 まで、1628 の 3、1629 の 1 から 1629 の 3 まで、1630 の 1 から 1630 の 3 まで、1631 の 1 から 1631 の 5 まで、1632 の 1 から 1632 の 4 まで、1633 の 1 から 1633 の 5 まで、1634 の 1 から 1634 の 4 まで、1635 の 2、1635 の 8、1636 の 1、1636 の 2、1636 の 4、大字菊川字上ノ原 321 の 4、字上原 321 の 5、369 の 2 から 369 の 5 まで、369 の 7、369 の 8、369 の 10 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部